

平成18年 3月20日（月）議事日程

開 議（午前 9 時30分）

- 日程第 1 議案第44号 平成18年度太良町老人保健特別会計予算について
日程第 2 議案第45号 平成18年度太良町国民健康保険特別会計予算について
日程第 3 議案第46号 平成18年度太良町山林特別会計予算について
日程第 4 議案第47号 平成18年度町立太良病院事業会計予算について
日程第 5 議案第48号 平成18年度太良町簡易水道特別会計予算について
日程第 6 議案第49号 平成18年度太良町水道事業会計予算について
日程第 7 議案第50号 平成18年度太良町漁業集落排水特別会計予算について
（追加日程）
日程第 8 選挙第 1 号 鹿島・藤津地区衛生施設組合議会の議員選挙

午前 9 時31分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

日程第 1 議案第44号

○議長（坂口久信君）

日程第 1. 議案第44号 平成18年度太良町老人保健特別会計予算についてを議題といたします。

質疑の方、ありませんか。

○16番（中溝忠喜君）

ちょっとお尋ねします。

この医療費の交付関係、これが積算内容の説明をみますと、これは10ページをみますと、説明欄に医療費給付が「3月から9月」でしょう。それから、「10月から2月」というふうに、これは1年間のトータルを7カ月分と5カ月分に区切って積算をしてあります。そしてまた、その下に「3月から2月」と1年分、こういうふうにしてあるものですから、これがどういうふうに変化しているのか。大体50年代は医療交付金というのが70%ぐらいの基準で支給がなされておったわけですが、今はこの積算の内容が非常に違って 100分の54とか 100分の50とか、こういうふうにパーセントが変わってきて、前年度、17年度は 100分の58と54だったわけですよ。そして、16年度は 100分の62と 100分の58と、こういうふうに猫の目のように1年1年変わっておるものですから、この辺の基準のとり方がどうやってこう

いうふうに決められているのか、これはなかなか想像のつかない話ですが、その辺の内容です。

それからもう一つは、医療費の給付は、私の通念としては普通、入院費ですね、それから入院外の外来、歯科、それに薬剤関係、それからまた、施設療養というような内容の内訳であると思うんですが、この支給費というのはどのような内容になっているのか、その辺の問題を一つお尋ねしたいと思います。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

支払基金の医療費交付金の件ですが、これは国、県の支給交付の支給要件等が政策の中にも一部書いてありましたが、平成13年度から19年度にかけて、その医療費の交付を、支払基金やったですかね、これが70%から最終的には50%ぐらいになっておりますかね、その資料をちょっと探しよったんですが、いずれにしても、そういうふうにして支払基金、国、県の補助率の平準化というような形で、これは18年の9月までで前期、後期というような形で終わるわけですけども、中溝議員御指摘のとおり、例えば、その医療費給付費が15年度が66、それから16年度が62と、それから17年度が58、18年度が54というふうに、その給付の内容が、結局平成14年の10月の前期高齢者等々の国保の編入と、それから、これは新聞等に出ております平成19年度から後期高齢者等については、これは老人保健特別会計の方ですけども、特別会計に編入しましょうというふうなことで、その給付の内容が変わってきたと。

というのは、国保に限らず、団塊の世代の分の退職がかなり国保の方に流入してくるものですから、その辺の対策としてそういう形がとられているということでございます。

それから、2点目の入院、外来、歯科、薬剤の支給内容が現在どうなっているかという質問でしょうか。ちょっとその辺の内容がわかりませんでした。もう一度お願いします。

○16番（中溝忠喜君）

今私が疑問に思うのは、18年、17年、16年とこの率が目まぐるしく変化してくるものから、さっき言ったように、18年度は54%から50%と、それから、17年度は58%から54%、16年度は62%から58%というふうにずうっと変化しておるわけですよ。これは何を基準にしてこういうふうに交付金の支給をやっているのかということをお尋ねしておるわけです。

それからもう1点は、給付と医療費の支給費というのがあるものから、この支給費の内訳がどういうふうになっているのか、その辺についてお尋ねしているわけですよ。

それから、もう一つ言わせてもらえば、款の2の国庫支出金、この医療費の国の補助金が18年度は600分の184と。ところが、17年度は600分の168というように、これも年々変わってきておるものから、この辺は何を基準にしてこういうふうに交付金と補助金が変わってくるのかということをお尋ねしておるわけですよ。その辺がわからんもので

すから。

○健康増進課長（江口 司君）

先ほど答弁したところですが、費用負担の推移というような形で公費負担については現行の30%から1年に4%ずつ引き上げて、平成18年の10月以降50%とするというようなことで、これが閣議決定をされまして、先ほど議員御指摘のとおり、その内容がずうっと変わってくると。

例えば、交付金としては平成19年の9月が10分の7、それから、平成14年の10月から15年の9月までは100分の66ですと。それから、15年の10月から平成16年9月については100分の62と。それから、平成16年10月から平成17年9月については100分の58と。それから、平成17年10月から平成18年9月については100分の54と。それから、平成18年10月からは12分の6と。それから、国庫については、これは平成14年の9月からは10分の2、平成14年10月から平成15年9月については600分の136と。それから、平成15年10月から平成16年9月については600分の152というようなことで、結局、先ほど申しました交付金等を70%あったものを50%にして、国、県もそういう形で下げまして、結局交付金が50、国が25ですかね、都道府県と市町村が2分の1ずつと、こういう形に最終的にはなってくるんじゃないかと思っております。

以上です。

○16番（中溝忠喜君）

そして、これは収入の内訳を見ますと、医療費の交付金が手数料の交付金まで含めて、これは10ページですが、691,000千円ですね。それから、国の補助が408,000千円、それから事務費の補助が663千円、それに県の補助が102,000千円というふうに、合計の1,202,000千円ぐらいになるわけですが、ところが、老人保健を維持するためには総額で13億幾らかかるわけですが、その不足金として、11ページですが、一般会計から148,873千円なされておるでしょう。これが調べてみますと、前年度、17年度は106,000千円ですよ。ところが、ことは急に42,631千円、約40%アップになっておるものですから、非常に大きな負担になっておるものですから、この辺で医療費がそんなに上がってきたのか。

太良町の老人保健ということで見てみた場合には、県下でも1人当たりの医療費関係も大体690千円から700千円というふうなことで、佐賀県でも高いところで1人平均が1,024千円というのに太良町は700千円ぐらいで老人の医療費が済んでいると。そういうふうに非常に健康に対する町政の対応というものが、費用対効果があるというふうに受けとめておるわけですが、そういうような中に、18年度に限っては42,000千円も負担を強いられると。16年度はわずか1,000千円の違いですよ。これがどうしてこんなにしわ寄せを一般会計にしなければならぬのか、その辺の積算内容はどうなっておりますか。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

平成17年度当初予算と平成18年度当初予算の42,631千円の増については、平成17年度の当初予算の医療費というのが1,213,103千円と。それから、平成17年の12月補正で、これは当初予算の年間被保険者1人当たりの医療費が639,676円と。それから、平成17年の12月補正で年間1人当たりの医療費が710,500円ということで、それを12月で137,261千円の補正をいたしまして、その1人当たりの医療費の差額というのが大体59,208円と。（「幾ら」と呼ぶ者あり）59,208円です。それで、そのときの当初予算と12月補正後の伸び率を見ますと、大体111.3%程度と。それから、その12月補正については、9月末現在の医療費の16年と17年の差額ですね、16年度が9月末で見ますと735,324,274円ということで、17年度が771,326,368円と、その差が36,000千円ほどあるわけですね。それが104.9%と。15、16年度を見ますと、対前年度比97.25%というようなことで、既に12月補正をする段階で105%程度の伸びだったと。これは今現在から言えば、1月までの支払い分を合計すれば1,245,240,320円というようなことですね……（「はい、よか」と呼ぶ者あり）

以上です。

○16番（中溝忠喜君）

結論は、16年、17年、老人1人当たりの医療費がぼっこい上がったというふうな受けとめ方をするわけですが、それならば、17年と18年の老人1人当たりの医療費を幾らの基準で積算しているのか、その辺を教えてください。

それから——まあ、それを聞いてから。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

そういうふうなことで、17年度当初予算については1人当たり639,676円と。それから、18年度当初予算はそういった流れを受けまして、1人当たりの医療費を725千円というふうなことで、当初予算と比べれば年間被保険者1人当たり85,234円が増加したというふうなことで、そういうふうな42,631千円の差が出てきたというふうなことでございます。

以上です。

○8番（末次利男君）

今、医療費の問題で質問が出ておりますけれども、実は平成14年度からですかね、医療制度改革によって受給対象年齢が引き上げられて、ことしで5年目ですね。70歳から75歳まで引き上げられたということで、この受給対象者が多分ふえているんじゃないかなという感じがしますけれども、そこら辺は前年対比でどうなっていますか。

それと、全体的に見ますけれども、この支払基金の社保の方が減額になって、あと国保の方が大幅に増加しているということで、その辺の内容はどのようになっていますかね。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

平成14年の10月から開始ですかね、前期高齢者分は老人の方に取り込まないというようなことで、老人の被保険者というのが、平成12年度あたりは 2,056人あったものが平成16年度実績では 1,962人ということで、平成16、17年度を見ますと96%程度で減ってきているということです。

それから……（「17年度と18年度のわかきよかとやっけんが」と呼ぶ者あり）

お答えします。

17年と18年の差ですけれども、18年度は 1,825人ということで計算しておりまして、17年度は 1,900人というようなことで、75名ほど減っているというようなことでございます。

以上です。

○16番（中溝忠喜君）

18年度が42,000千円も一般会計から前年度より負担増ということになれば、非常に財政的なしわ寄せが大きいわけですが、この辺について財政課長にお尋ねしますが、これはもちろん基準財政需要額の措置はなされると思いますが、大体老人1人当たりの医療費は幾らぐらいを年間基準として計算されておるわけですかね。このままウナギ登りに登ればこの財政の負担は太いわけですから、その辺をひとつ確認したいと思います。

○財政課長（大串君義君）

17年度でちょっと計算をしておる老人保健への繰り出し分に係る普通交付税の額として92,734千円、トータルで計算をいたしております。92,734千円でございます。

それで、計算の過程としては65歳以上と70歳以上を分けて計算しております。

以上です。

○3番（浜崎敏彦君）

この医療費の給付費の件なんですけど、先ほどから質問がございました。パーセント、100分の54とかあるのは先ほど答弁されていたようなんですけど、六つに分かれてここの説明のところにありますね。ここの内容が、例えば対象とかなんとかいろいろ、詳細内容がここにあると思うわけですが、裏づけが。それはわからんですかね。

例えば、3月から9月が763,000千円でどうのこうの、そして、次が10月から2月と。それで、また下に3月から2月とか、ずうっと上がっておるんですけど、その内容はわかりませんか。

○健康増進課長（江口 司君）

内容につきましては、先ほど医療費交付金の率を申し上げましたが、本来なら一本で計算していいわけですがけれども、前期、後期ということの医療費の積算基礎の3月から9月、10月から12月と。前期、後期でその分の積算、要するにトータルで言えば、例えば18年度で言えば1,323,125千円の医療費のトータルがあって、その分を結局、支払基金の場合はその

内容を前期、後期に振り分けたというようなことです。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第44号 平成18年度太良町老人保健特別会計予算について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決いたしました。

日程第2 議案第45号

○議長（坂口久信君）

日程第2. 議案第45号 平成18年度太良町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

質疑の方、ありませんか。

○11番（岩島 好君）

32ページの問題ですけれども、人間ドックの助成関係でちょっと質問をしたいと思いますが、今、17年度の決算見込みですかね、18,900千円ぐらいあったわけですが、今年は10,080千円ということですから大分減っておるわけですが、この条件とか、それから人数等について知らせてください。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

17年度から18年度については、当初17年度は500人にしておったわけですが、18年度については200名減の300人というようなことで計上いたしております。

それから、条件ということですが、条件については滞納がないことと、それから被保険者となった期間が1年以上であることと、それから30歳以上の者と。ただし、病気療養中の者を除くといった条件をつけております。

以上です。

○11番（岩島 好君）

今、例えば人間ドックを受けてから何年じゃいせんぎ受けられんとかという基準があるんじゃないかと思うんですが、そういうことを教えてくださいと言っているんです。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

結局、30歳以上で病気をしていない者と、それから被保険者となった期間が1年以上ある者と。そいけん、太良町に在住して1年以上たった者でしょうね。年度途中で入ってきた者はだめですよ。そいけん、町内に1年以上おった者、あるいは30歳以上で病気療養中でない者、それから滞納者でない者という条件があるということでございます。

以上です。

○11番（岩島 好君）

もうちょっと受けられる条件というのがあるんじゃないですかね。30歳以上は、そいぎ100歳まででんよかかということですよ。それも何かあったでしょう、年齢制限。そういうやつをきちっと教えてください。

○健康増進課長（江口 司君）

失礼しました。30歳から69歳までと、それから、2年置きに実施しているということでございます。

○3番（浜崎敏彦君）

5ページなんですが、基金の繰入金70,000千円、財政課長にお尋ねしたいんですが、国保給付費の基金の18年度末の見込みでどれぐらいあるのか、お尋ねいたします。

○財政課長（大串君義君）

国保給付費基金の18年度末の見込みとして61,720千円となっております。

○3番（浜崎敏彦君）

残が61,720千円ですかね。ということは、来年度以降、どのような感じになると考えておられるか、お尋ねしたいんですが。

今の質問なんですが、私がどなたにというはっきりしたあれをしなかったものですから、よければこの辺になったら全体的な問題になると思いますから、助役はどのような考えを持っておられるか、お尋ねいたします。

○助役（木下慶猛君）

お答えいたします。

本来、国保は短期経理ですから、法には応益応能割というのがあるんですよ。地方税法の703条の4やったですかね。それを見込んで、結局所得が多くなった場合はその率を下げるし、少なかった場合は率を上げるということですよ。そういう調整方式があるわけですね。ですから、基金というのは、本来、ここにも上げてありますように、当時4億六、七、八万やったですか、あったものですから、議会の方から余り多いということで、それを減らすためと言ってはおかしいですけども、健康づくりに使おうじゃないかということでこういう人間ドックを始めたわけですから、本来、今言うように国保の基金を目的に

予算を組むはずではなかったわけなんですけれども、先ほど言うように基金が多かったためにそれを消すということはおかしいですけれども、繰り返しますが、健康づくりに使おうということで、結局医療費に返ってくるわけですね、健康に使ったら。そういうことで医療費をなるべく抑えようということですね。

ですから、これは短期経理ですから、法に定めているように応益応能で毎年見直しをやるべきが本当なんです。そういうことで今後運営していかなとだめじゃないだろうかとは思っています。

○3番（浜崎敏彦君）

ということは、来年度までは何とかこの基金の繰り入れをやって運営していくことは可能だけれども、その後になってきたら、やはり受益者負担ですか、上げざるを得ないという方向になるということですかね、助役。

○助役（木下慶猛君）

もちろん、医療費がどういうふうに移るかですね。もし、さっき言ったように健康づくりでいいですから、うちの場合は医療費も安いわけですよ。ですから、その場合はやっぱり負担する、病院にかかった場合、一部負担の3割があるわけなんですけれども、そのあとをこっちから出すわけですけど、それについてはまた補助金とかいろいろありますが、本来は法的に皆さんからいただく税というのはそういう仕組みですから、そこら辺で検討せんとだめだろうと思うわけです。

○8番（末次利男君）

先ほど基金の話が出ておりましたけれども、いわゆる国保税収については15、16年度と下がったんですけれども、今度は全体比2,000千円ぐらいの増にはなっておりますね。いずれにしても、基金繰り入れが70,000千円、前年対比20,000千円ふえておりますが、いわゆる今言われたとおりに深刻な財政の状況にあると思います。

これはいずれにしても、一口で言えば基金繰り入れによって維持されているということで、基金残高も61,000千円ということで大変切迫をしておる中なんですけれども、今後、医療費を抑制する努力というのが非常に必要になってくるという思いをいたしますが、その辺について各種検診をやっておられるわけなんですけれども、有料化ということも出てきまして、どのように医療費を抑えていくのか、これは今後の大きな課題だろうという感じがします。その点でどのような方策を考えておられるのか。これは大変なことですよ。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

なかなか難しい問題で、一概に方向づけというのは難しいわけですけど、先ほど老人の方でも一部触れましたが、国保の場合の前期高齢者、後期高齢者、前期が大体つかみで500人ぐらいおるわけなんですけれども、これは結局、平成19年度においては佐賀県全体の連合会方式

で、一つはそっちの方の医療費を抑えながら、17年度については、そういった単年度、単年度をそれぞれ見ていけば、大体年度二、三%伸びているわけですから、その医療費の抑制というのは、最終的には個人個人の努力が当然必要なわけでごさいます、そこらあたりは佐賀県で平成17年度に保険者協議会を立ち上げて、そこで何が原因なのかと。結局、最近言われております生活習慣病ですね、その生活習慣病の中身なんですけれども、例えば、糖尿病あたりを見れば、正常値が100としてもそのうちの半分あたりは危険区域に入るといようなことも言われておまして、そういった一つ一つの中身のきめ細かい内容の検討を平成17年度から18年度にかけて、県の保険者協議会あたりで協議をしながらやっていきたいと思いますという協議が17年度は2回ほどあると。担当者会議じゃないわけですけども、佐賀県の保険者協議会の中で太良町も保険者という形で加わって、そういう方向づけでいきたいと思いますという協議がなされて現在進行しているところでございます。

以上です。

○8番（末次利男君）

ひとつよろしくお願ひします。

では、次に平成13年度からですかね、短期保険証の発行をなされているということですが、こういうことをすれば税収の落ち込みにつながるんじゃないかということで決算にも大分問題に出されましたけれども、この17年度の発行実績、それと各種検診の死亡に至る三大疾病あたりはどのような状況ですか。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

短期保険証の交付では、平成15年度が57件の1,736,200円と。それから、平成16年度が100件の1,773,600円と。それから、平成17年度は、これは多分12月末だったと思いますが、110件の3,035,200円というふうな状況でございます。

それから、三大疾病、これの16年度の実績ですが、第1位が悪性新生物ですね。内容は肺が9人、肝臓が6人、大腸が6人、その他が13人。それから、心疾患が22名、心不全が14人、心筋梗塞が7名と。それから、第3位が肺炎でございまして、22人というふうな状況でございます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第45号 平成18年度太良町国民健康保険特別会計予算について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第46号

○議長（坂口久信君）

日程第3. 議案第46号 平成18年度太良町山林特別会計予算についてを議題といたします。
質疑の方、ありませんか。

○8番（末次利男君）

いずれにしても、今度、この歳入に売払収入というのが最近ゼロということですうっと上がっておりますが、平成16年度ですかね、10,000千円の財産収入が上がっていましたが、その後、前後してほとんどないわけですが、いわゆる太良町の造林面積の50%近くが主伐林分ということで、どんどん間伐事業等、この材価の安い中で間伐によって公益的機能を高めようということで仕事をなされておるわけですが、この間伐の定義、いろいろ利用間伐もあるし、保育間伐もあるわけですが、この主伐、いわゆる35年以上になった林分の間伐はなされておるのか。この実態はどのようになっておりますか。

○農林水産課長（金子武夫君）

お答えいたします。

35年以上、主伐対象的な間伐ということですが、現在、一部そういうふうな林分の間伐も実施をいたしております。

○8番（末次利男君）

これは今現状、材価のこのような低迷状態でありますので、なかなか難しいと思いますが、多良岳材の施業計画の中ではれっきとしたいい良質材ができていているという感じがいたすわけです。そういった中で、なかなか主伐は無理だろうということで間伐、あるいは択伐して、やはり製品化というのも考えていかなければいけないだろうと、両方の面です。やはり公益的機能だけでは山は育たないという基本的な考え方のもとに、材を評価していただくことも大事だろうという観点から、今後、択抜して製品化するという考え方をぜひ今後進めていただきたいと思います。

それともう1点ですが、分収林のことについてお尋ねいたしますが、ここも50年契約ということで、最高50年ということでもう既に45年経過した分収林もございますし、これは双方話し合いによって材を販売してその収益を分収するという形になっておりますけれども、今後、なかなか材の好転というのは見通しがきかないという状況の中で、もうそろそろこの方向性というのをどうするのか。やはり契約に基づいて販売するのか、あるいは今長伐

期施業という話も出ておりますが、そういったことで町が買い取ってそのまま長伐期施業をするのか、その辺の方向性というのを示さなければならない時期に来ているんじゃないかという感じがします。

そこで、今金子課長は林業の専門官として長年町有林を見てこられたわけですので、そこらのどういう方向が一番いいのか。やはり私たちも大体年に2回ぐらい分収林の手入れをするわけですよ。そういった中で、年に2回すれば、日当的に言わすぎ500千円ぐらいかかります。これを45年間やってきておるわけですよ。しかしながら、その日当は全く出ない状況にあるということはわかっておりますけれども、何とかしてそこらの方向だけはしっかりと、今後の対応をしなければならぬという感じがするわけですから、ぜひそこら辺の考え方をひとつお聞かせいただきたいと思えます。

○農林水産課長（金子武夫君）

お答えいたします。

御指摘のとおり、今までの林業経営からいたしますと、主伐対象林分はもう40%、50%に達しております。そういうふうな中で、先ほどの択抜ですけれども、主伐にかわる択抜は私が必要であると感じております。と申しますのも、今の価格低迷の中で山をそのまま長伐期で持っていけばいいということにはならないわけでございまして、それを解決する方法の一つとして択抜という方法があると思っております。そういうふうな意味では主伐、主伐と言わなくても択抜をやって、その後に複層林化するとか、広葉樹林化するとか、そういうふうな考え方を取り入れていかなければならないというふうに感じます。

しかし、そのためには、現在多良岳ブランドというようなことで経営管理をしてきたわけですけれども、その経営管理の方法を、育林体系をやっぱり見直していかなければならないだろうと思えます。そうした場合に、やっぱり組織等もつくって、2年程度でもかけて、町有林総面積1,200ヘクタールあるわけですけれども、その全体的な見直しを図っていく必要があるのではないかと感じております。

そういうふうな意味では、現在の林業経営ということと公益的機能の発揮ということが今重視されておりますから、その両方を取り入れた林業の基本的な方針を今から作り上げていかなければならないというふうに感じます。

それと、分収林の問題ですけれども、これは現在契約によって実行すると。的確に実行するというのが現在の建前でございまして。そういうふうな意味では、分収林の中で本当は主伐にチャレンジしていただきたいなというふうな気持ちがあるわけですけれども、それとも現在、分収林の問題とかもろもろの問題もあるわけですけれども、そっちの方で検討すべきということもあると思えますけれども、現在は契約によって伐採等も可能になっておるわけですから、実際、多良岳材として一生懸命自分たちで経営してきた山がどれくらいで売れるかも知らないでおるわけですね。そういうふうな意味で、幾らかチャレンジして売ることによ

って、やっぱり安いんだということが出るかもわからんし、今まで多良岳材として頑張ってきた分で、やっぱり一般的な山よりも高く売れるぞというような結果が出ないとも限らんとするわけですね。そういうふうな意味では、分収林については幾らか契約に基づく伐採も必要ではないかと思えます。

○16番（中溝忠喜君）

私もこの山林の運営計画という問題については、今の段階でそのままの線で行った場合に経営そのものが財政的に非常に厳しい時代に直面しておりますので、やはり検討する必要があるのではないかというふうに思うわけですよ。

それで、ことしの予算で600千円の間伐の売り上げ収入というふうに計上されておりますので、これが18年度にどのくらいの規模でこれをやって、樹齢がどのくらいで面積がどのくらいやって600千円というようなあれが出ているのか。600千円の間伐の売り上げを出すといえば、相当な材木でないとこれだけの売り上げ収入にはならんと思うわけですが、相当大きな木を切って間伐をしておられるんじゃないかろうかというふうに思うものですから。それで、私はこの辺について今後の山林経営の問題ということもいろいろと検討をする必要があるのではないかというふうに思うものですから、その辺の内容がどうなっているのか、ひとつ今までの間伐してこられた状況も含めて総体的に説明願いたいと思えます。

○農林水産課長（金子武夫君）

お答えいたします。

現在の町有林における間伐の取り組みということでございます。

一つは、町有林につきましては、現在、間伐事業を補助対象事業で実行しております。これが補助対象事業の中で、ただ単に伐採して集積ですね、伐採してただ寄せておだけという間伐と、結局、伐採してなるべく林外に搬出されるような木もあるわけですね。そういうふうな2種類の方法で間伐をやっているわけですが、ただ単に切り捨てて集積するのは当然山に残ります。しかし、ある程度大きな木ですね、柱等がとれるだろうというような木は補助対象事業の中でも高額な事業費がかかって、高額な補助金が来るようになっております。その事業を最大限に現在生かしております。

と申しますのは、補助対象事業で間伐を伐採して、当然ながら担当が行って、山に登って不用木を選木するわけですが、それが木材に出荷するだけの価値があるというような木については、補助事業の中で道筋まで出されるというような事業になっております。そういうふうな補助対象事業の中で、そういうふうな事業を前年度に実施しております。

そして、この前年度実施した事業を今年度の600千円に申し上げますと、17年度でそういうふうな山の間伐対象が45ヘクタールあったわけですが、その中で約20ヘクタール程度が搬出可能というふうに判断をしております。これが約500立方程度見込んでおります。この500立方は、結局補助対象事業の中で伐採をして増大をしております。だから、あとは

出すだけになるわけですね。だから、そういうふうな木を18年度で申し上げますと、1立方当たり1,200円という見積もりをしておりますが、1,200円程度で売りたいというようなことで、500立方の1,200円で600千円の予算を計上しているというようなことで、補助対象で前もって伐採までしているということで、間伐の出荷をしております。

それと、あと官行造林関係の間伐につきましては、これも同様な考え方で、立木として間伐するわけですがけれども、これが間伐として搬出可能というような山を国の方で選定されて、それを森林組合が立木のまま買い受けて、これは金額的にはごく微々たる金額ですがけれども、そこに森林組合の方で事業費を投下して、かけた経費以上で売り上げるような努力をされて、幾らかなりとの黒字を出しているというのが官行造林の間伐の方法でございます。

だから、プラス・マイナス・ゼロでも経営は成り立つと。結局、そこに間伐を5,000千円かけようが10,000千円かけようが、プラス・マイナス・ゼロであればそこに労務班が働いて、そこに労務班の賃金として上がるというようなやり方で町有林とか官行造林の間伐を実施しているというような取り組みをしております。

○7番（恵崎良司君）

ちょっと素朴な質問をいたしますけれども、この山林の予算が平成16年は39,000千円、17年が28,000千円、26,000千円とずうっと少なくなっておりますけれども、これは町有林があることでこういう特別会計ということで組んであるのかどうか、ちょっとその辺がようわからんとですけれども、これは何か農林水産のところにも林業費という項目がありますけれども、これはあくまでも特別会計として扱わにゃいかん規則とか、それともこれでせんと不利な要件とか、その辺はちょっと中身はようわからんで聞きよとですけれども、必ずこれは特別会計としてせにゃいかんとですかね。

○農林水産課長（金子武夫君）

お答えいたします。

特別会計の方は、山林の財産管理ということで特別会計の枠をもって実行いたしております。一般会計の林業費につきましては、町有林以外の一般民有林の山の維持管理、結局、林道の開設とか、それから民間の林業補助とか、そういうのは一般会計で見えております。これはあくまでも町有林経営の分について特別会計で見えております。これを別々に分けなければいけないかと、ちょっとあったと思えますけれども、このことにつきましても、前回の行革の中で報告書もあるわけですがけれども、そういった面でも今後一、二年程度をかけて見直しも必要ではないかということを書いてございます。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第46号 平成18年度太良町山林特別会計予算について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第47号

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案第47号 平成18年度町立太良病院事業会計予算についてを議題といたします。

質疑の方、ありませんか。

○15番（田崎 誓君）

この病院建設が本年度は148,200千円上がっておるわけですが、大体今度の新病院の体制、4月3日から開業されるわけですが、大体体制というたら医療器具、それからドクター、それから看護体制、もう日にちがないわけですが、大体その体制がどういうふうな進捗状況になっておるのか、それからお尋ねをしたいと思います。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

まず、新病院の機器の分ですね。これについては、ただいま順次搬入して、4月1日のオープンまでには全部が診療に支障なく動くように準備を進めています。

それで、今度は人的な新病院体制でございますけれども、ちょっと申し上げておきます。

まず、医師が今現在と変わらず6名です。それから看護師が、病棟の方が21名、それから外来の方が14名、それから、あと薬剤師が2名、検査科が2名、放射線科が今度新採が入りましてCT等を担当してもらいますので、1名増員で3名、それからリハビリテーションの方に4名、それから栄養科の方には、いわゆる給食ですけれども、外部委託をやりますので、管理栄養士のみ1名、それから訪問看護ステーションの方に3名、それから居宅介護支援事業所の方に2名、通所リハビリテーションに4名、それから事務局に10名、そして、看護補助として6名、清掃に4名、それから当直者を1名ということで、現在のところ総計で86名の体制になるということで予定をいたしております。

以上でございます。

○15番（田崎 誓君）

86名という人員のもとで新病院体制を立てられて、今からこれに進んでいくわけです。

それで、やっぱり町民サイドから見たときに、今までと違った病院体制、これを今までの

イメージとくらっと変わったような体制づくりをするために、町民が本当に太良病院じゃないといけないというような病院体制をつくるために、これだけの86名という人員を組まれたというふうに私は感じております。それは一つの要望としてお願いをしておきます。

それから、本年度に請負工事費が148,203千円上がっておるわけですが、大体これは今の病院を解体し、そしてまた、そこを舗装して全部駐車場になすということも聞いておるわけですが、大体これは予算ですから、あくまでもこのとおりに入札がなされるとは考えられないわけですね。この前聞いたときに、解体に60,000千円か、舗装に四、五千万円というようなこともお伺いしておるわけですが、そういう金額だろうと、かように考えますが、いかがでしょうか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

この148,000千円の予算を組んでおりますけれども、大まかに申し上げますと、今議員が言われたとおりに、解体に49,000千円、50,000千円ぐらいかかります。それから、解いた後を造成するのに大体4,000千円ぐらいを考えております。それから、外構工事の方に50,000千円から60,000千円の事業費を考えております。それでまた、設計変更等を考慮いたしまして、あと何千万円かを準備いたしまして、総計で148,203千円の計上をさせていただいておるということでございます。

○15番（田崎 誓君）

やっぱりまずこの病院建設に当たっては、大体太良町の基金はあっても、それを全部使うわけにはいかないから、約20億円借りて、そして、1年間に1億円ずつ返済をしていくというようなことで、今まで30,000千円ぐらいの赤字をずうっとやってきた太良町立病院ですが、それに1億円ずつ支払いをしていくということは大変なことだと、そう思います。しかし、全国的に見ると、そういうふうな市町村立病院がある市町村ではほとんどが赤字病院と。私も大分前ですが、いろんなところを調べに行っておる経緯もあります。

そういうことで、事務長という立場でありながらこの体制をやっていくということは、本当に至難のわざじゃなかろうかという気がします。そこで、こういう時期を迎えた、この厳しい状況の中でこの体制をやっていくということは、本当に事務長も大変だろうけれども、この病院の運営をどんなことがあっても乗り越えていかにゃいかん。私はいつも愛称の言葉で「古今貫通」という言葉を使うわけですけど、しかし、今まで先輩たちがつくったその病院を私たちの時代にどんなことがあっても乗り越えていかにゃでけん、私たちの義務だろうと。もちろん、町長を初めそれは義務だろうと思いますので、何とか大変でしょうけれども、事務長に強く要望して、これを頑張ってくださいということをお願いして終わります。

○14番（木下繁義君）

ただいま事務長の方からスタッフ、病院の陣容について説明を得ましたが、もう1点、

看護師が21名と外来の方に14名と、計の35名程度になりますけど、これの中身として正看が何名か、准看が何名か、教えていただきたいと思います。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

まず、病棟の方の21人の内訳でございますけれども、正看が14名となっております。それから准看が7名。それから、外来は正看が2名、准看が12名、計の14名ということになっております。

○3番（浜崎敏彦君）

23ページの光熱水費なんですけど、平成17年度の予算と比べて約3倍ぐらいの金額が計上されておられるようですが、これは大体面積等がふえたためだと思うんですよ。それで、一つお尋ねしたいのは、電気系統でもし停電が生じた場合、非常用発電機というのが当然設置されていると思うんですね。その対応はどの程度までするようになっているのか。

それと、手術室関係に関しては、多分その非常用発電機等のあれは内容が違うと思うわけですよ。その対応はどのようにしておられるのか。設備内容ですね。

それともう1点、燃料費も昨年まではA重油が計上されておったわけなんですけど、A重油がゼロになっております。それで、プロパンガスの方が大分ウェートを占めておるようなんですが、これの納入方法は今年度どういうふうな方法でされる予定か。

それと、一番下の保険料、病院賠償ですか、1,307千円、ここの内容までお願いいたします。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

まず、光熱水費ですね。これについては、停電のときどうするかということでございますが、停電になったら病院全館小さい電気がつく程度の、それにすぐ切りかわりまして、そして、時間がどれぐらいもつのかというのが、私がまだ説明を完全に受けておりませんので、わかりませんけれども、そういうふうになっています。

それから、手術室については、手術の最中にとまってしまったらどうしようもありませんので、それにつきましても別枠でちゃんと電源を確保するような形になっております。

それから、燃料費のプロパンガスの件ですけれども、これは重油が消えたというのは、従来、今の病院では暖房、それから水を温めることに関してはA重油でやっておりましたけれども、これがすべて電気にかわります。それで、プロパンガスは給食の使用料ということで、このプロパンガスの納入方法につきましては、太良町内のプロパンガスの供給組合というのがありまして、そこを順次回して納入をしていただくという方法になろうかと思います。

それから、保険料の病院の賠償ということですが、これは各医師、看護師、それぞれの部門部門で事故を起こした場合に、賠償責任が生じた場合の保険なんですけれども、やり方と

しては全体で入る方法と個別に入る方法がございますが、今のうちの病院の場合は全体を一括して事故が起こった場合の賠償保険に入っているということでございます。

○3番（浜崎敏彦君）

発電機の件の答弁をいただいたんですけど、手術室等の対応はやっておりますという答弁だったと思いますけど、手術室の場合は特別な方法をしておかないかと思うわけですね。なぜかといったら手術中に、例えば、普通の非常用発電機だったら40秒後に立ち上がるようなシステムをなさないとか、多分基準があると思うわけですよ。しかし、手術室等に関しては、緊急な部署に限っては、例えば3秒、5秒とかですね。ですから、私が答弁をいただきなかったのは、手術室に関してはバッテリー式の緊急用のバッテリーで対応しているとか、そういう答弁かなと思ったもんですから、それをちょっと確認してみてください。

それと、次の燃料費のところですけども、町内の業者の方を回しておりますと。その価格交渉というのは毎年やっておられるのか。組合の方から提示された価格がそのまま納入金額になっておるのかということですね。

それと賠償の問題、補償を最大限どれぐらい見ているのか、何かあった場合ですね。この賠償というのは、一人頭最大限幾らの補償をしますよという補償だと思うわけですね。例えば、病院でどうしてもない事故が起きた場合に裁判ざたになったりなんかしたときの賠償に当たるのがこれだと思うんですが、その内容をもうちょっと教えていただければありがたいんですがね。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

まず、納入組合との価格の交渉の件ですけども、これはお互いに話し合っ、これぐらいだということで決めておるということでございます。

それから、病院賠償の件につきましては、ちょっとこれは私はわかりません。どれぐらい最高をやっているかですね、済みません。

○3番（浜崎敏彦君）

いよいよ4月3日ですか、オープンは。3日ですよ、開業は。（「はい」と呼ぶ者あり）よく町民の方からオープンはいつするんやろうかとまず言われるわけですよ。そしたら、この間聞いておったもんですから、3日じゃないですかと。そしたら、今から病院はどうなるんやろうかというような話をされるわけですね。運営の経営的な面ですよ。運営経営的な面、赤字じゃないかと。私が以前いろいろなことを言いつたけんかどうかわらんですけど、その辺をよく質問されるんですが、もうとにかく病院は建ったんだよと。それで、今までの町内の患者体制が、太良病院にかかっておられる方が3割か4割ぐらいしかいらっしやらないから、太良町民の方の理解があれば成り立っていくんじゃないですかと。それで、町民の方とはとにかくよその町外とかの病院に行かないで、太良病院の新病院ができるんだから、機械

もいいのが入るから、ぜひ太良病院にまず行ってくださいというお願いをしておるわけですよ。

それと同時に病院側ですね。病院側は、そしたら医師の先生はとかいろいろ言われますから、病院の方の責任としては、医者確保は町長が常々言っておられますが、信用ある医者の方ですね。それともう一つは、病院は企業会計、特別会計になるわけですからね、経営のやり方をもう一回考え直さなきゃいけないんじゃないかと。それで、健全経営をするために、極端に言えば、企業で言えば営業、その辺まで加味した考えを持っておられるかどうか、その辺をお尋ねしたいんですが。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

経営のやり方ということで営業まで考えておるかということですが、過去何度も申し上げたように宣伝とか、そういうのが公立病院としては規制を大分されておりますので、もしある意味では勧誘みたいなことをやり出すと、町内の医師会等々とのあつれき関係が生じてきたりとか、そういうこともございます。

それで、究極的には口コミで「あそこの先生よかよ」というような話が、今まで過去の実例でいきますと、石井先生という小児科の先生がいらっしゃいましたが、これは宣伝もせずに、お母さん方とかお父さん方の口コミでどんどん広がって行って、経営がある意味では黒字に転換をしたという面もございますし、それから、現在では整形外科の黒川先生なんですが、この方も、全然こちらもPRとかかなんとかはやっておらんわけですが、今はかなり多くて、内科を時々上回る患者さんが来られますし、手術数もかなりふえております。

それで、そういう法律で縛られているという観点がありますので、なかなかそれができません。それで、やっぱりいい先生にまずは来ていただくことを交渉で大学の方とやるのが第一。そして、病院といたしましては、とにかく支出を抑える方法を考えなければならないと。まずはそれを大きな柱として今後の経営をやっていきたいというふうに思っております。

○8番（末次利男君）

いよいよ新しい病院もオープンするということと、医療サービスの充実をまず願っておるわけですが、また新たに今度介護保険事業という二足のわらじを太良病院が今度履くわけでありまして、今後、介護保険も大きく変化したということで、損益計算書の中では26,134千円という一つの通所リハの収入が掲げられておりますが、6ページで居宅介護支援事業に8,670千円、通所リハに35,565千円ですか、こういう収益を想定されておるわけですが、今回、介護保険が大きく変わって予防重視になるということで、今までの考え方とすればいろいろサービスの内容も違って来るわけなんですけど、大きく変わった――まず民生費のところでも出ておりましたけれども、どう変わったのかということで三つ変わったわけですね。その事業の変わった内容を明確にもう一回お尋ねしたいと思います。

いわゆる地域支援事業が一つですね。それと、新予防給付事業が一つ入ったわけですね。それで、旧来どおり介護給付事業、この三つになったということですから、その事業の内容をまずお尋ねしたいと思います。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

議員が先ほどおっしゃいましたとおり、介護保険制度が改正となり、18年の4月1日から新たな制度のもとでスタートされるわけですが、まず変わった点につきましては、予防重視型システムへの転換ということで、新予防給付の制度がスタートいたします。

新しい制度のものと要支援1、要支援2の方を対象として、新予防給付ということで、生活機能の維持、向上に効果が明らかなサービスを提供するというので、具体的には筋力の向上とか栄養指導、口腔機能の向上などに取り組むようになっております。

それから、地域支援事業ということで新たな制度がスタートいたします。地域支援事業の中で、まず1点目に介護予防事業ということで、介護予防サービスの提供がなされます。例といたしましては、高齢者の方の転倒骨折予防教室や栄養指導教室などです。それから、もう1点目が包括的支援事業ということで、高齢者の総合相談、介護保険も含めて、それ以外についての総合相談や各サービスの調整、そういうところに取り組むようになっております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑の途中ですけれども、暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時4分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

○8番（末次利男君）

先ほど介護保険の改正のサービスの内容を説明していただきましたけれども、実は今回、新たな病院は歯科がなくなるということと、介護事業によって44,235千円という収益を見込んでおられますけれども、その差額はどれくらいになるのか。

それと、もちろん歯科の空き部屋が今現在ございますけれども、そこに眼科をすることですけれども、大町病院ですかね、ここは九大から眼科の常勤医師を派遣されるということで、いろんな努力をしながら、多分あそこは長崎医大のドクターだろうと思いますけれども、九大から派遣されるということもありまして、そういった状況はどのようになっているのか。

それと、いわゆる通所リハのサービスをなされるわけですが、どのくらいの範囲の

介護サービスを、いろんな加算まで含んだサービスの内容があると思いますが、そこらほどのように考えておられるのか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

まず、1番目の歯科と介護保険関係との収益の差額ということでございますね。ちょっと歯科の収益を、今ここに資料はあるんですが、ちょっと見つけきれません。

それで、まず2番目の方に行きますが、眼科につきましては、これはまだ大学の方に町長の方と一度しか行っておりません。それで、大町はこの間新聞に載っていたように、来年度からですかね、常勤で来るというような話ですが、眼科につきましては、いわゆる17年、18年度については派遣はまずできないと、そういうことを言われています。それで、19年度になったら、週のうち何回かできるかどうか、それは今後の交渉でちょっと詰めていきたいというふうに思っております。

それから、3番目は何やったのですかね。（「通所リハ」と呼ぶ者あり）通所リハですね。今度うちが始める通所リハの内容ということで、それは、まずは光風荘のデイサービスと内容は全く同じような形になります。送り迎えをやりまして、連れてきてもらって、来られた方のリハビリテーションを行いながら、昼食を交えて入浴もし、それで1日6時間程度うちの方で預かって事業をやると、そういう事業でございます。

○12番（山口光章君）

ちょっと先ほどの通所リハビリテーションというようなことで、一緒の質問になるかもしれませんが、介護保険制度に伴い、通所リハビリテーションの事業というものは、これは大切なものと聞いております。そしてまた、新病院の開業の体制がまだ十分に整っていないというようなことで、このリハビリテーションの事業がおくれるらしいというようなことを聞いておりましたけれども、大体予定として、計画としていつごろからそういうふうな開業をなさるのか。

それで、医療技術員1名、看護師1名とか、ホームヘルパーさんが3名とか、33ページに載っておりますけれども、この人数の体制でどこまでの通所の方々のリハビリの把握ができるのですかね。利用度に応じての人数が必要なわけですから、大体定員といいますか、送迎の定員ですね。

それで、車両の方でも850千円ですか、通所の送迎車と。これは軽ですかね、35ページですけど。送迎するようなバスとかなんとか、そんなのも必要になると思いますけれども、850千円といったらこれは軽ぐらいかなと思いますけれども、要するに従来の光風荘とか、いろんな通所のリハビリテーションのような感じで送迎されて、そして、通所で遊んでいただくというようなことでしょうか。そしたら、そういうふうな送迎車なんかはどうなっておるのかですね。

それから、食事を出すということですから、その食事のあれは病院の入院患者さんと一緒に調理場とか、もう一括にしてなさるのかですね。そこら辺、もうちょっと小さい面まで教えてください。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

まず、その通所リハビリテーションがいつからかということですが、理学療法士を12月ぐらいから探しておったわけですが、結局、職安等にも北の方は武雄管内、それから南の方は諫早管内まで正職員で雇いたいということで応募をかけておったわけですが、結局見つかりませんで、今後また職安の方ともう少し範囲を広げて雇う方向で考えたいと思っておりますが、これがいつ見つかるかということで、その始める時期が決まってくるということでございます。

残りの体制につきましては、ほぼいろいろ法的な手続等も準備はしているわけですが、ただ一点、理学療法士が見つからないということによりまして、ちょっと滞っているということでございます。

それから、最初は4人で、理学療法士1名、それから看護師1名、それからヘルパー2名で始めようとしておりますけれども、大体範囲は太良町内というふうにしております。

それから、通所リハビリテーションの定員ですけれども、一応40名まではいけます。当初はそんなに集まらないでしょうということで、車は10人乗りを1台、これは落札の結果、三、四百万円の車になったと思っておりますが、当初は10名乗りで対応したいと。それで、ふえてくるに従って、今ある病院車を利用し、それでも足りなくなった場合はあと1台10人乗りを買いたいというふうにしております。

それから、食事ですけれども、これは今度調理場をつくっております。そこで通所リハビリ専用の料理をつくるというふうになっております。

以上です。

○7番（恵崎良司君）

23ページの、先ほど浜崎議員から質問がございました燃料費のところでもう少し聞きたいと思えます。

プロパンガスが大体前年度から4倍ぐらいになるわけですがけれども、これは答弁によりまして、町内の納入業者と話をすることだったと思えます。町内から入れるというところは私もそれで結構だと思えますけれども、何社とどのような話し合いをされるのか、まずそれからお伺いします。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

その業者の数につきましては、ちょっと現在、私が把握をしておりません。大体町内に四、五業者いらっしゃると思えます。

○7番（恵崎良司君）

これは1回目の続きばってんが、現在も入れておるわけでしょう、何社ですか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

ちょっと今何社かというのを私が忘れていますが、プロパンガス供給部会というのがあって、そこにお頼みするというにしております。（「話の内容は」と呼ぶ者あり）

その内容ですけれども、提示された額をこれぐらいでというような話が多分向こうの方から来るとしますので、そこは企業会計ですので、もう少し安くしてくれませんかとか、そういう話に具体的にはなると思います。

○7番（恵崎良司君）

いや、そこですけどね、これは私はあくまでも経費節減という立場から、町内の業者を利用するのはいいですけれども、ちょっと変な言い方ですけれども、おいしい仕事にさせたらいかんと思いますので、もちろん赤字で納入させる必要はないわけですけれども、その話し合いの内容が、町内の業者さんともう少しとか、その辺はやっぱり比較対照がなからんと事務長も言えんと思いますので、やはりこれは町外からもどのくらいでおたくはできますかというぐらいの参考資料として、その辺はシビアにやってもらわんと、これは永久に本当おいしい仕事にしてもらったら困るわけですよ。利益は幾らか、それは当然もうけてもらわんといかんですけれども、そういう意味でシビアな交渉をひとつお願いしておきます。

○8番（末次利男君）

今、経費面の質問がっておりますけれども、一般質問でも言いましたとおり、薬剤師のことについて再度質問したいと思います。

いわゆる病院経営、企業会計の中で一目瞭然、医業収益に対して人件費が多いわけですよ。もうはっきりしておるわけです。そいけん、人件費に見合う、いわゆる医業外収益に見合う収益を上げるための努力を今されているわけですけれども、単純に町民の素朴な質問、疑問ですけれども、院内でしよったときも2人、院外でも2人という話から、2人おらんぎなかなか服薬指導の加算ができないという答弁をいただいておりますが、今度60床になって80%で48床ですね、48床が病床利用率として仮定をしますと、その中でどれくらいの方が服薬指導の対象になるのが可能になるのか。それと、服薬指導によってどれぐらいの加算請求がいただけるのか。そうすると、薬剤費1人の人件費が福利厚生費まで入れてどのくらいかかるのか、お尋ねします。ここもシビアに計算してください。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

まず、なぜ2人要るかという問題なんですけれども、これはある意味では1人でも可能は可能だと思います。ところが、前の議会でも申し上げましたように、2人いたら服薬指導が

とれますということです。ただ、今の予想では、ちょっと人数はどれくらいか忘れましたが、月に服薬指導をやって 300千円ぐらいしか上がらない計算になるんですね。1人の薬剤師さんで給料が 300千円ぐらいあるもんですから、そのほかの手当等を含めると、2人いた場合に服薬指導ができるということで 300千円入ってきても、1人の方がやめられたら、そちらの方が利益が出るという勘定にはなりません。

ところが、2人いないと、例えば、先生方もいろんな慶弔関係があったりとか、そういうのがあって休まれるときがあるわけですね。もし1人しかいないということになると、薬剤師がだれもいなくなるという状況が発生します。それで、そういうのを防ぐために私は2人体制でおられた方がよろしいのではないかとこのように考えて、それは病院の質を上げるという面からもその方がよろしいんじゃないかとこのように考えておる次第です。

○8番（末次利男君）

今48床の 300千円ということで、この根拠ですね、計算式、これをまず教えてください。

それと、それは1人よりか2人がよかでしょう。それはだれに聞いても当然のことですよ。しかし、服薬指導をすることによって入院患者の負担も発生するわけですね。そいけん、そこらを総合的に考えますと、例えば、全体的な医療報酬は3.18ですかね、下がったわけですがけれども、合い中には、いわゆる小児科あたりは上がるわけですね。そういった中で服薬指導まですれば家族の負担がふえていくわけですね。今までもそれは看護婦さんが服薬指導をしていただいていたわけですから、そこらを本当にシビアに計算しながら、本当に人件費を1人でも減らせば大分経営というのは、それは将来的なことですから、そういった定員管理というのもしっかりしていただきたいなという感じがするわけです。そういった意味で質問しておりますので、そこらをちょっと教えてください。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

服薬指導の算定内容につきましては、ちょっと資料を持ってきておりませんのでわかりません。

今議員がおっしゃったような観点からも考え方は必要だと思いますが、まずは病院の方も医療事故、もしくはそういう体制の不備等がいろいろ突かれます。上部の官庁の方から毎年2回ぐらい監査が入ります。そういう場合に非常に窮屈な答えになってしまうというか、医療安全、医療の質の向上という観点から、必ず私は2人置いた方がよろしいという判断をしております。

以上です。

○16番（中溝忠喜君）

予算書の20ページ、それから14ページですか、これについてお尋ねします。

今回、新しい病院が4月から発足して始まるわけですが、一番条件が悪いときなんですよ。

医療費は報酬の見直しで診療報酬は上げられると。そしてまた、患者の負担は上がってくるというような、そういう客観情勢の中で病院を経営するということになれば、大変な財政的負担も伴ってきますが、それと同時に、また年間の起債の償還も80,000千円、90,000千円というような大台に乗る償還になれば、財政的に負担も非常に厳しいわけですが、その中でサービスを今までより以上にやって、そうして経営をやるといようなことになれば、どうしても今までの支払いをしよったところの支出の面をいかにして減額していくのかと、やはり「入るをはかって出るを制する」以外はないわけですから、そういうようなことで18年のこの予算の中にも、20ページを見てもみますと、1. 給与費が前年度に対して大体、前年度は465,000千円、本年度が473,000千円というようなことで、わずか8,202千円の増額というようなことで、医者もふえたわ、看護婦もふえたわ、それから医療技師もふえたわというようなことで、このウエートは非常に大きくなってきておりますけれども、内容的に前年度対比1.8%というような歳出減額をされているという努力は非常に評価したいと、そのように思いますが、しかし、今度14ページを見てもみますと、これは2のところですが、外来収益、これが前年度は約442,000千円、そして、本年度が385,000千円というようなことで、前年度と比較すれば57,000千円の減額になっていると。もちろん、患者もふえているというようなことで、これは当然こんなに減っていいのかという経営の上で非常に厳しい状況に立たされているわけですが、これはただ診療報酬の改正だけでこういうふうになるということだけではなかろうというふうに思うわけですが、この減額のポイントは何なのか。これは経営の上で非常に大きな問題でございますので、こういうような状況であればサービスを落とさずで支出をカットしてやっていくというのは、経営のノウハウと、それから知恵が要るわけですから、なかなか手品師のような経営を強られるわけですたい。

それで、14ページがこういうふうになぜなっているのか、その概要を御説明願いたいと思います。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

まず1点目は——1点目はというか、これがすべてだと思うんですけども、歯科を廃止したわけです。（「それは42,000千円になってる」と呼ぶ者あり）それで、それが歯科の廃止によって、前年度これだけ収益を見ておったわけですけども、その分がまず減って、本年度は大体この数字になっていると。384,911千円ということでございます。

本来ならば、外来はかなりふえる予定にしておりますので、その外来収益が上がってこないといけないわけですけども、一番大きなのは、歯科の廃止をしたことによる前年度に対する減収ということでございます。

○16番（中溝忠喜君）

いや、歯科は1年間のトータルで42,000千円ですから、差額を引いても15,000千円減額で

すよ。やっぱり患者もふえておるわけですから、当然外来もこれはふえんばいかわけです
たい。歯科を差し引いたにしたてちゃ。15,000千円の赤字になることそのものが診療報酬の
改正でこういうふうになるのかというような理由であるとすれば、なかなかこれからの病院
経営って厳しいんじゃないかというような疑問があるもんですから、何がポイントにな
っているのか、歯科だけじゃないでしょうか。

例えば、国保の診療は前年度16千円が25千円に試算の予算計上がなされておるわけですよ。
そういうふうに非常に患者もふえているのにこういうふうになっておるもんですから。

それから、この社会診療関係も 3,500人が 4,600人になっておるというようなことで、私
は非常に疑問でならんもんですから。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

済みません。ちょっと一つ忘れておりました。

もう一つは、薬品を院外処方いたしました。その診療収益とすれば、薬品関係でまたう
ちの収益が落ちるということになっております。そこまで含めたところでこれぐらいの収益
になるということでございます。

○16番（中溝忠喜君）

いや、それは21ページの2の材料費の中ではっきりしております。これは当年度が2の資
材費 240,000千円前年度あったのが76,000千円というように 163,000千円がくっと落ちてお
るわけですたい。それで、院外処方をしたからこういうふうになるということであれば、院
内処方の方がうんとウエートがあるんじゃないかというようなことも言われるわけですから、
これは2の材料費の中ではっきりしておるもんですから、その辺は私も考えました。しかし、
これは何がこういうふうになるのかなという疑問がしてならんもんですから、経営の根幹で
すよ。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

先ほどおっしゃったように何かがあるということですが、通常の、前年の1日当たりの患
者さんからの収益ですね、これがどれぐらいになっているか、ちょっと私が今資料として持
ちませんが、多分これがかかなり下がっているというようなことだと思います。

それはこれまでの診療報酬改定によるものか、それから、今申し上げましたように歯科の
廃止と、それから院外薬局にしたという、多分その三つぐらいの観点からこういう外来の収
益が落ちているということになります。

ただ、支出の面につきましては、歯科の方に出しておったドクターの分、その関連のスタ
ッフの分が減っておりますので、それは議会の全協の中でも以前お話をしましたが、それ
でも赤字になっておったという観点を考えれば、歯科が減ったということにつきましては、費
用も収益もそれ相応に減っているというとらえ方をしております。

○3番（浜崎敏彦君）

予算書の61ページ、流動資産のところで現金・預金 149,871,820円ということで計上されておりますが、これは現在、これだけの金額が貯金、預金されておるということで解釈していいんですかね。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

これにつきましては、1月の時点で今後の収益と支出を見込みまして、どれぐらいその預金の中にいくかというの見込んでおるものでありますので、実際にこの金額が今あるという額ではございません。

○3番（浜崎敏彦君）

それでしたら、預金の方法はどのような方法でされておられますか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

すべて金の収入支出につきましては、収入役室の方に納めると。そこから出すという形をとっております。

○3番（浜崎敏彦君）

そしたら、関連で57ページなんですけど、同じく流動資産の現金・預金 200,773,370円、これは見込みでこの金額をここに計上されておられるということですかね。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

はい、そのとおりでございます。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第47号 平成18年度町立太良病院事業会計予算について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

○町長（百武 豊君）

今病院は採決をしていただきましたけれども、先ほど浜崎議員から出ておりましたが、病院は住民の方も大変関心を持っていただいていると。その説明の中に、こういうことだからやっぱり病院も利用していただくような説得方をいささかしていただいたということはまことにありがたいと思います。

悲願がかなって病院ができたわけでございますので、やはり全国的には64%ぐらいが赤字ですけれども、これをいかに少なくして赤字を出さないようにするのが病院経営の企業会計の最たるものであって、毎原君にしても、ふだんよくやっているなという思いがあります。外交も必要であるし、数字的な問題も必要であります。いろんな方との外交もそれなりにやっておりますので、努力は多としておりますけれども、その中でさっき出ておりました、いわゆるプロパンとか油とかのことも出ましたけれども、やっぱり地元地元、建設だって事業だって地元ですけれども、病院についてはやはり企業会計でありますので、より安くいいものをとということになると思いますから、必ずしも地元業者だからといって甘えてはいけないということを感じて持ってもらうにゃいかんと。現に、うちに第2処理場がありますけれども、前は地元から重油を入れておりましたけれども、やっぱり企業的な運営問題ということがありまして、現在は鹿島から灯油を入れていると。やっぱり安いとわかっているのに嬉野もあり、塩田もあり、太良もあり、鹿島ありということで、やっぱり太良だからといって経営面からはいたし方ない、鹿島から一番安いのをとっているという例もございますので、なるべくなら地元でも安くしてもらおうと、安いのに限ったことはない。さっき交渉はやったかという話が恵崎議員からだったかな、だれかあっておりましたけれども、なるべく交渉をやって、特に企業会計、赤字の部分が出ないようにするためにはそういう配慮をしながら運営をやっていくと。そのかわりに悲願がかなってできた病院ですから、でき得ればさっき30%なんていう利用率の話もありましたけれども、できるだけ、大病は別としまして、地元でできるものは町民の方も太良病院を利用させていただきたいというような啓蒙の方もよろしく願いして、そして、太良町民のために愛される、信頼される病院を目指してまいりたいと思いますので、今後ともよろしく願いをしたいと思います。

日程第5 議案第48号

○議長（坂口久信君）

日程第5. 議案第48号 平成18年度太良町簡易水道特別会計予算についてを議題といたします。

質疑の方、ありませんか。

○3番（浜崎敏彦君）

15ページの主要事業のところですが、水道施設改良事業が今年度も11,600千円ですか、計上されておりますけれども、今後のことなんですが、この改良事業というのがまだ考えられるところがあるのか。本年度はこれでいいですから、19年度以降ですね、そういうふうに絶対せにゃいかんというような事業があるかどうか、お尋ねいたします。

○環境水道課長（米田幸男君）

お答えをいたします。

主要事業ということで一応上げておりますけれども、給水管の切りかえ工事であるとか、

それから配水池関係ですね、建物の塗料の塗りかえとか、そういったものを今年度も上げておるわけですが、給水管の切りかえ工事等についてもまだ幾らかは出てくると思いますし、俗に言う主要工事と言われるような工事関係については、今のところはさほどないんじゃないかと。維持管理的なそういったものが主になってくると思います。

○3番（浜崎敏彦君）

それでしたら、今後は大きい事業費が出てくる可能性は少ないという解釈の仕方をしてよろしいわけですね。

それでしたら財政課長、基金残は18年度末で大体どれぐらい残るような形になりますか。

○財政課長（大串君義君）

18年度末の簡易水道事業基金の残高といたしましては、28,331千円ということで見込んでおります。

○3番（浜崎敏彦君）

もし事業があれば、基金残が今言われたような28,331千円ですか、それぐらいの金額だったらどうなるんだろうかという不安を持っていたんですが、大きい事業が多分ないだろうという答弁をいただいたわけですね。それで、今年度10%の使用料を上げた形になっているんですけど、今後の事業運営に当たって、課長はどういうふうに持っていったらいいと思われませんか。そして、その後は同じ質問を助役にお尋ねしたいんですが、今後の簡水の運営の持っていく方というのを。

○環境水道課長（米田幸男君）

お答えをいたします。

料金改定につきましては、27年ぶりですか、久しぶりの料金改定ということでございましたけれども、私たちとしては2割程度の値上げをとということで資料等をつくり、協議をしておったわけですね。ところが、簡易水道の運営委員会の方で慎重審議をいただきまして、最終的には1割で決着したというような状況でございます。

やはり健全経営という面から考えますと、先ほども申しましたけれども、大きな事業費を投入して事業をするという事業も今のところはございませんし、大体故障が来るとすればポンプの改良工事ぐらいなんですね。ポンプの改良工事でありますと、約6,000千円程度あれば1カ所済むというような形になりますので、繰越金も年々5,000千円程度は出てくるわけですから、その分をまた基金の方に積んでいくというような形をとれば何とかいけるんじゃないかと、そのように考えております。

○助役（木下慶猛君）

私も、担当課長が答弁しましたけれども、最初簡易水道をするときの配管の布設というんですか、あれも最小限の経費でということで、特に喰場あたりは畑の中も通したような格好で、そういうやつもまだ何カ所かあります。ことしの17年度は中畑の方にもあったわけです。

けれども、そういうやつも改めて見直しをして、果たして基金が幾らあらんばできんという
あれはないと思いますけれども、今後、機械器具あたりの交換もやらんばできんし、結局、
簡易水道につきましては水源地の数も多いわけなんですよ。ですから、そういうやつも今後
どういう事故が出てくるかもわからんし、やっぱりある程度の基金は持っていかんばできん
し、先ほど課長が言うように、55年に料金改定をして今まで来ておったのもどうですけれど
も、ただ、何かあった場合は一般会計の方からも応援をやっていたわけなんですよ。そう
いうことなもんですから、今後は先ほど課長が言いますように、水道だったら水道で完全経
営をやっていくような施策をやっていきたいと考えております。

○15番（田崎 誓君）

私は大体水道運営委員長をしているわけですが、今課長の方から、この前も話し
たと思いますが、大体2割を上げていただきたいというようなことで、一議案に対して約3
時間にわたって協議をして、私たちは町民サイドから考えてですね、なぜかという今資料を
持ってきていないけど、大体18年度まではプラス・マイナス・ゼロだったわけですよ。そう
いう観点から粘りまして、そして、大体各委員の意向を聞きまして、18年度まではプラス・
マイナス・ゼロやったから、それをあくまでも1割カットしていただいて、1割を上げてい
ただきたいということでやったわけでありますので、そいけん、わからないときはちょっと
委員長にも聞いていただきたいと、かように思います。そういうふうな気持ちです。

○11番（岩島 好君）

今、いろいろ委員長から話がありましたが、私はこの水道の件については、もう何年前
からやっているわけですよ。見直さんばいかんじゃないか、見直さんばいかんじゃないかと
いうとをやっと見直していただいた。

それで、ことしの予算から見ますと、一般会計からの補助金と一般会計の繰入金をして
と約10,000千円まだあるんですよ。特別会計というのは、その中で泳がばいかんとい
うふうな観念を持っておるわけですけれども、これはいつも交付税の対象になりよるけん、
交付税の方から一般会計へ繰り入れるのが当たり前という答弁が今まで来ておりました。そ
ういう観念はまず、これは病院も一緒ですが、企業会計は特別会計に来るとが当たり前じゃ
なくて、泳いでいける体制をつくって、そして、どうしてもいかん場合に繰り入れるとい
う観念を持たんと、もらうとが当たり前という考え方が私は間違いだと思えます。

それで、今委員長から言われたけれども、確かに2割せんぎいかんと出したのを委員会で
そう決められた。それは文句は言いませんが、やっぱりそういうところまで考えて検討をし
ていかんと今後いかんと思えます、本特別会計というのは。

そういうことで、私は質問じゃありませんが、今の話に対しての私の考え方を申し上げて
おきます。（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第48号 平成18年度太良町簡易水道特別会計予算について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第49号

○議長（坂口久信君）

日程第6. 議案第49号 平成18年度太良町水道事業会計予算についてを議題といたします。

質疑の方、ありませんか。

○3番（浜崎敏彦君）

予算書の4ページ、減価償却費が18年度で14,922千円見てあるわけなんですけど、対象となる減価償却費の残ですね、それが何年になってどれぐらいあるのか。それと、この減価償却のピークは何年なのか、お尋ねしたいんですけど。

○環境水道課長（米田幸男君）

減価償却についての御質問でございますけれども、減価償却があと何年あるかということと、ピークが何年かというようなことですが、このピークというのはちょっと今から先、全然事業をしないでいけばお答えできるんですけども、またいろいろ変わってくるもんだから、まず建物から申し上げますと、今年度が301,766円でございます。残が4,593,728円でございます。それと、構築物でございますけれども、構築物は当年度が10,347,570円、あと残が166,916,504円でございます。それから、機械及び装置でございますけれども、当年度分が2,539,344円、あと残りが24,197,098円でございます。それから、工具類とか備品等、これが当年度分1,730,529円、帳簿価格の方が5,655,821円ということになっております。

以上でございます。

○3番（浜崎敏彦君）

多分トータルしたら2億円近くあるんじゃないかと思うんですね。それで、先ほど課長から答弁されたように償却期間がばらばらですから、時期的な問題がいろいろ変わってくるとは思います。しかし、それを大体的見込みで水道課としては計算されておられると思うわけですよ。

なぜこういうことを聞くかといったら、さっきの簡水と一緒になんですが、使用料の問題ですね。その辺の見直しの時期の参考になるんじゃないかと。ですから、減価償却が例えば来年度、もしこれが30,000千円とか20,000千円とか出てきた場合、当然ながら支出がふえて収入はそのままということであればマイナスになりますから、その辺まで検討していただきたいという考えでお尋ねしたんですから、もしよろしければ、その償却の一覧表ですか、それをつくっていただければいいなと思って質問しているんですが、どうでしょうか。

○環境水道課長（米田幸男君）

お答えをいたします。

大体減価償却については、年間10,000千円から12,000千円程度、それぐらいの減価償却を予定して事業計画を立てているわけでございますし、今後も大体1千二、三百万円程度の償却が出てくるというふうに思います。（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第49号 平成18年度太良町水道事業会計予算について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

昼食のため、暫時休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後1時 再開

○議長（坂口久信君）

では、定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

日程第7 議案第50号

○議長（坂口久信君）

日程第7. 議案第50号 平成18年度太良町漁業集落排水特別会計予算についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○11番（岩島 好君）

竹崎の問題で、私、一、二点質問をしたいと思いますが、まず使用料が 8,335千円上がっていますが、17年度は 8,525千円の予算であったんですけども、実績はどうなっていますか。

それと、竹崎の場合は個人と、それから団体というかな、旅館業とあると思うんですが、旅館業の分が1戸当たり平均どのくらいになるか。それから、一般の方が負担金が幾らになるのか、戸数で割り返して月に幾らになるのかをまず教えてください。

○環境水道課長（米田幸男君）

お答えをいたします。

まず、17年度分の使用料というようなことですが、調定は起こしておりますけれども、現在まだ全部入っていないところがございますので、16年度の実績で……（「いや、17年度の調定額」と呼ぶ者あり）17年度の調定額ですか。ちょっと17年度の調定額については手持ちの資料がございませんので、16年度であればお答えできますけれども。（「よか」と呼ぶ者あり）よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。

そしたら、16年度で申し上げますと、年間の使用料が 8,335,010円ということがございます。これを1戸当たり置きかえますと、一般の方が3,810円ですか（「3,810円。月にですね」と呼ぶ者あり）月にですね。それから、旅館がございまして、そっちの方が33,950円というようになるようでございます。

○11番（岩島 好君）

そしたら、まず今年度繰入金が 2,790千円、去年からするとふえていますね。そして、いろいろこの前も、木下議員の方から質問がございましたが、結局、経費をいかに下げていくかということがまず1点だと思うんですが、管理費をいかにして下げていくかということが大きな問題だと思いますが、今18年度の予算で組んである中身をちょっと見てみますと、元金なんかの償還金ですね、償還金と利息が大体23,000千円ぐらいあります。それで、そのほかに管理費と人件費等がございまして、その人件費と償還金と、それから管理費入れて計算をしてみますと、この分が私は当然町が見る金額じゃないのかなというふうには思うんですが、結局、個人の合併浄化槽についても管理費はやっぱり使用者が払うべきというふうに振り分けていきますと、当然今の 8,335千円では不足するんじゃないのかと思います。

私の個人的な考え方でいきますと、大体合併浄化槽のですね、私の方の支出にいきますと、計算をしてみますと、大体うちが、私が月平均して 4,300円払っています。だから、今おっしゃる 3,300円という、約1千円安いわけですね。だから、一つは、この合併浄化槽なり、浄化槽設置の結局集落排水というのは、やっぱりくみ取り式にすると、家庭環境的にはよくなかけんが、だれでも軽快な生活をするために合併浄化槽なり集落排水事業を行っているということですので、やっぱりそれに必要な分は当然その利用者で負担すべきということをお考えますと、あと1千円ぐらい使用料が上がっても、合併浄化槽の方からしますと

有利だと、こういう漁集の方が有利だというふうに考えます。

今、管理費は当然、管理費を入れていきますというのと、それから人件費ですね。今、職員を1人配置してありますが、そういうやつも、例えば、竹崎の集落排水関係の人に全部管理を委託するとすれば、これだけの持ち出しの繰入金是要らんのじゃないのかという気がするんですが、その辺の御検討もすべきじゃないかというふうに思いますが、どうでしょうか。

○環境水道課長（米田幸男君）

お答えします。

大変厳しい質問でございますけれども、おっしゃるとおり、一般管理費等でも本年度9,400千円弱ぐらい計上いたしております。その竹崎の管理組合の方に委託をしたら、そこら辺の経費削減につながるんじゃないかということでございますけれども、これも丸々管理組合の方に、やはり委託できる分と、できない分というものが当然あるわけで、丸投げという形では恐らくできないんじゃないかというふうには思いますけれども、その管理費の中でも保守点検とか、いろいろ清掃とかあるわけですが、そこら辺については当然、経費削減ということも考えながら、検討していかんといかんだらうというふうに思っております。

○11番（岩島 好君）

もう1点は、今加入者率が80何%だと思うんですが、ことしの予算で加入者のための新しく加入されるための25メートルの配管工事費が予算組んでありますが、これは25メートルというのは、大体1軒前か幾らかじゃと思うんですが、まず、25メートルの予算の組み方の根拠、何軒前を見ておられるのかをまず知らせてください。

○環境水道課長（米田幸男君）

お答えいたします。

現在 86.数%というようなことでございますけれども、まだあと14%弱ぐらいが接続されていないというような状況下ではございます。今回、18年度に一応1,000千円工事費を計上いたしております。これについては大体25メートルぐらいかかるであろうという想定のもとに、今年度は1件の工事費を計上したということでございます。

○11番（岩島 好君）

そしたら、1戸分ということは——いや、ただ私が考えるのは、今14%ぐらいがかたっておらんということですから、そのかたっておらん人をやっぱりかたていかんと収入も上がってこんし、いかなわけですから、その考え方がいつか私申し上げましたが、これまたこう言うと、いや、収入の方は見込みにはされんとは載せられんもんたと言うかもしれんけれども、計画ですから、1戸じゃなくて、ことしは5戸ぐらい18年度は加入させるよという方針をやっぱり打ち出していかと、なかなかこがんとはふえてこんと思うんですよ。何かのときに私が言いましたら、いや、それは予算算入じゃっけん、太くは組まれんもんという言い方じゃなくてですよ。ただ、私は1,000千円予算を組んであるのは、25メートルですから、せい

ぜい1戸分じゃろうと思うけれども、いや、ことしは5戸ぐらいは加入させますよという、その気持ちが欲しいんですよ。そういうことをやっぱりこういう議会なんかで発言をしながら、努力してもらわんと、いつまでたったっちゃ、その86%ですか、これは上さん上がっていかんとじゃないですか。こういう事業をしたときには、なるだけそれを推進するという担当者なり、その組合なりがあるわけですから、組合の役員さんたちも一緒になって進めていかんといかんと私は思いますよ。

例えば、今後進めていくときも、例えば合併浄化槽にするにしても、この地区は合併浄化槽でいきますもんねと言うたら、いや、おれはしわえんけん、しわえんけんと言うたら、する手がおらんごとなりゃせんかということですから、やっぱりある程度はその地区で推進をして、よっぽどの人以外はかたってもらような仕方をせんと、こういう環境はよくならんと思うんですよ。だから、その辺の考え方をひとつ担当課長は申し送りをして、きちっとしていただきたいということですから、その点をお聞かせください。

○環境水道課長（米田幸男君）

お答えをいたします。

もうあくまでも目標は100%ですよ。（「そうです」と呼ぶ者あり）そういうことで、地元の管理組合の御協力もいただきながら頑張ってもらいたいと、このように思います。

○7番（恵崎良司君）

私の質問はくだらんといえますか、自分たちが調べればよかたですけれども、大きな意味では岩島議員と同じような見解——見解といえますか、参考までにわかっておたら。

繰入金はずうっとふえよるような気がするもんで、私ちょっと手元には去年の分だけで、今言われたように前年度より2,790千円、これは予算ですけれども。これができたのは12年か13年だったと思いますけれども。

それから、決算で繰入金はどのように推移しておりますか、今わかっておたらぜひここで教えてください。

○環境水道課長（米田幸男君）

お答えいたします。

ちょっとその決算の推移は記憶しておりませんが、その一般会計からの繰り出しがふえるという分については公債費がふえてくる部分もございますし、それからやはり年数がたてば当然消耗品といえますかね、そういった部品の交換も出てくるわけです。それで、若干ふえる傾向にはあると思いますけれども、今年度もいわゆる心臓部である最後の水を排水、処理した水を排水する分のシリンダー等も交換の時期を迎えておりますし、計画であれば2年ほど前交換する計画でございましたけれども、使える時期は使おうということで、今まで2年間ぐらい引っ張ってまいりました。そういうものもことしは交換をせんといかんような時期になっておりますので、若干例年よりもそういった修理等が多く計上しているというよ

うなことでございます。

○7番（恵崎良司君）

いや、それは現実、お金のなかぎどっからなっとん持ってこんばいかんというので、それはわからんわけじゃなかとですけれども、やはり一般会計でも厳しい折、全部マイナスというか、前年度節減ということでしておる中で、これは実際外部の者が言うのは厳しい、地元に対しては厳しい意見かもわかりませんが、やはりどこかでの全事業に対する何%ぐらいとか、ある程度の目安をしておかんと、これだけ公債費もふえましたからこうなりますということだと、これは歯どめのきかんとじゃなかですか。

私の一番最初の、これは記憶違いかもわかりませんが、多分これが立ち上がったときは前山崎課長時分やったと思うととですけど、これはだれのどうのこの責任ということじゃなくて、何かの答弁では、大体使用料で賄えるんだというようなことも私は何か記憶のあるわけですよ。あくまでも、ただ立ち上げるときは試金石ということですから、町も何らかのやっぱりいろんな助成といいますか、補助はせにゃいかんじゃと、一般からの繰り出し、そういうのはちょっと聞いておったですけれども、基本的には何とか使用料の分でできるんじゃないかというようなことも、詳しくはちょっと追跡はしておりませんが、そういう答弁もあったかと思っておるわけです。

それで、これだけ公債費も上がるけん、こうです、こうですと言いつたら歯どめがなくなって、本当その試金石として果敢に取り組みされていったという点に対しては敬意を表するわけですが、そうかといって、ずうっとこの繰出金がふえていいものかどうか、全事業に対する割合とか、このくらいまでというのは、やっぱりある程度線を決めておかんと、これは見境なくふえるんじゃないかという懸念もあるもんですから、その辺の考え方をひとつ最後の答弁よろしくお願いします。

○環境水道課長（米田幸男君）

お答えをいたします。

議員御指摘のように、施設の管理費ですね。施設の管理費については、当然使用料で賄うべきじゃないかということじゃないかと私は記憶をしているわけですが、全体的に起債関係かれこれ、そういうものを使用料で賄うというようなことになると、莫大な使用料をもらわんことには当然追いつかんわけですね。あくまでも加入率が100%に達したときにはその施設の管理費だけは使用料で賄い切るんじゃないかということで試算をして、その使用料を決定したというふうに記憶をしております。

○14番（木下繁義君）

下水担当の米田課長を初め、毎年管理組合としてこの接続あっせんにも鋭意努力を、家庭訪問をして回っているわけですが、一向にして、その後余り進捗をしない現状でございます。そこで、前もってから担当課長には何回か御相談をした経緯がございますが、

接続をやってくれということで相談に行きますと、実情といたしましては、現在のところ、どうせ家を建てかえんばいかんけんとか、便所を広うなさんばいかんけん、そのとき一緒にやりたいとかいう意見が何件かございます。そういったことと、やっぱり現在においても便所の方は流す人はおらんわけですよ、全部くみ取りですから。そこで、公共升までせっかく金がかかっておるんだから、雑排水なっとん町の許可が出れば、雑排水の接続の方はやりたいという人もいらっしゃるわけですよ。そこで、やはり基本としては便所と雑排水を接続は基本でございましょうけど、やっぱり一緒にはなかなか経費面、家もつくりかえた時点でやりたいというふうな家庭もございますから、雑排水だけでも接続が、許可を得たらやりたいというようなことでもんね。考えてみますときに、結局そういう家庭は二重に経費が要るわけですね。くみ取りは自分であくまで。それから、この接続をすれば、その経費が要るわけですよ。しかし、それでも構わんというような家庭があるわけですが、これは実際面として、そういった面についての緩和はできないものか、その辺をひとつお尋ねしたいと思います。

○環境水道課長（米田幸男君）

お答えいたします。

もともとのスタートの時点で、いわゆるし尿と家庭雑排水と一緒に浄化センターの方で浄化しようということがもともとのねらいであって、本来はそういうことでしょけれども、先ほど木下議員御指摘のように、やはり未接続のところの理由を聞きよれば、そういうふうな声もあるわけですね。そういうふうな声もあるわけですので、当然対応をしていかんといかんとは思いますが、そこら辺慎重に検討してみたいというふうに思います。

○14番（木下繁義君）

それはもう担当課長としては検討されるということは大事なことでございましょうけど、やはり執行部として町長、助役、その辺についてはどういうふうな感触を持っていらっしゃいますでしょうかね。

○助役（木下慶猛君）

これは、この会計に限らず、先ほど岩島副議長の方から指摘もあったように、それぞれの会計で独立採算というのが基本なんです。でも、先ほど言われたように、竹崎の場合は試金石ということでやられたと私も聞いております。ですから、今後はどういうことになるかわかりませんが、もうしばらくは100%加入に力を注ぎたいということをお願いしたいと思います。

○14番（木下繁義君）

その経費面じゃなくして、助役。やっぱりさっき申し上げましたように、今接続をやってくいるということで、毎年担当課の方も出向いていただいて、2班に分かれて組合の役員さんとでお願いに回っているわけですよ。そういったことの中に、雑排水なっとんな接続しゅ

そして竹崎の方に、委員会の中でこういうふうにして推進しようというようなことを言わなければ、黙っておっては、それは恐らくできないと思うんです、私は。100%。

だから、そういうものを、今現在継続中であるならば、一回ぐらい委員会をしたらどうですか、その辺をまず聞かせてください。その先の行く末を。

○環境水道課長（米田幸男君）

お答えいたします。

竹崎の管理組合の方とは、先ほど木下議員からもお話がありましたように、年2回ですかね、一緒に接続推進ということで回っているわけですがけれども、協議会の方とはそういった連絡等も現在のところはとっておりませんし、管理組合の方とだけ一緒に推進をしているわけでございますけれども、そこら辺を含めて協議会の方にも御協議をいただいてというふうには考えております。

○15番（田崎 誓君）

私はその協議会をどこでじゃないんです。委員会を継続しておるなら、するのかせんのかということをお尋ねしようんです。そういうことで、委員会の中でこういうふうな推進があつておるかというて、委員長が竹崎の方やからですよ、やっぱり委員会の中でこういうふうな推進がありようんだということをですね、そういうことをするのかしないのかということをお尋ねしよう。

そいけん、それはわからんならですよ、トップたちとも協議して返答してください。

○町長（百武 豊君）

その委員会なるものは現在はあつてなしに等しいというような、今の答弁でもあつたようですがけれどもね。ただ、未設続が14%あるということは、当初の目的からすると残念なんですよね。もともと海をきれいにしようといったのは竹崎地区の漁業者さん、もちろん漁師さん方からだけでも、それじゃやってくれますかということになって、一気に燃えてやったわけだけど、現状は接続できていないというのは、今さっき木下議員から説明があつたような事情だけでも、多分雑排水だけつないでとかという話もありますけれども、雑排水だけつなぐならば、便の方もつないでもらって、金がないとおっしゃるならば、いわゆる金利の負担ぐらいは前々から——今でもあるのかな、資金の金利負担。つなぐための。もしつないだ場合にお金がないときに借りた場合の金利負担……（発言する者あり）今はないというような話ですがけれども、そのぐらいの資金の金利ぐらいはまた皆さんとお諮りしてつないでもらうということであれば、せっかくなら雑排水だけじゃなくて、トータル的につないでもらうような指導を、できればしていかなばならないんじゃないかと。それはくみ取りよりも、つないでしまえば、それは現在のそれが一番いいことはわかっています。はめた人が、もっと早くやればよかったという声を何件も聞いておりますからですね。できたら、雑排水オンリーじゃなくて、総体的にして金利の面ぐらいはまた応援体制が前あつたそうで、今はない

と言っていますけど、復活させてもいいような気がします。それによって漁業集落排水事業が円滑にいくならば、これにこしたことはない。

ただ、そういうことで現在遅々として進みませんから、いつも言っているように、もう農集、漁集については町の負担がふえるばかりだと。持ち出しがふえるばかりだから、ここはもうちゅうちょしたいと。だからといって、田崎議員たちが言ってきた金のかからないような方法も、施設費は安いけれども、あとの管理は町でせにゃいかんということは、これもまた集金ができればそれ以上の負担があると。だから、大きいのはできない、今までの方式でやるしかないんじゃないかなろうかと現段階としては考えております。

安ければ事業費は安いけれども、あと町がだんだんだんだんこれを負担せにゃいかんことじゃ、これはもう結局だめなんですよ。利用する人が納めんということになりますとね。そういうことを考えると、現況ではもう農集、漁集にはちょっと考えられないんじゃないかなろうかと。一気に燃えて、みんな判まで押してやられたけれども、現状はこうだということを考えますときに、なかなか大変じゃないかと思っております。

○3番（浜崎敏彦君）

11ページの工事請負費の件で先ほど岩島議員の方から質問があっていたことに対して、答弁で1軒分だということで答弁をいただいたと思うんですが、この下水配管のメインの配管があって、そこから、今回接続していただける宅地までの配管工事費ということで解釈していいんですかね。

○環境水道課長（米田幸男君）

お答えいたします。

まず、現在、家のあるところは宅地のすぐ前まで集水升が来ているんですよ。ところが、竹崎地区の中には新設という箇所が何カ所もあるわけですね。その残りの14%弱ぐらいの中にそういう箇所も入っているわけですよ。新しく宅地を造成して、そっちの方でかたりますよというところが実際あるわけですね。その部分も含めて予算を組んでおりますので、既設の集水升があるところはもう、こういう事業費は要らんとですけどですね。そういうことでございます。

○3番（浜崎敏彦君）

それでしたら、先ほど収入役の答弁の中で、負担金ですか、分担金ですか、170千円とかというような数字を言っておられたと思うんですが、今回接続していただいた分にはその分も収入として入ってくるということですかね。

○環境水道課長（米田幸男君）

お答えいたします。

もう既に分担金は支払って、そういう休止の状態といいますか、そういう状態にあるところもございます。今後、新たに接続をするよという分については、分担金の方も170千円

じゃなくして、250千円でございます。

○3番（浜崎敏彦君）

いや、1回目の答弁と今の答弁がちょっとつながらないような気がするんですよ。1回目の答弁では、極端に言えば、今全体の計画をされたときに、その配置の中にはその家も入っていなかったと。新しく家をどこかにつくられてですよ。それでそこまでのメーンの配管も行っていなかったから、その追加分が1,000千円かかるんですよというような解釈を私したんですけどね。もし、その全体計画の中で、入っている分であれば、当然ながら最初の設計段階で宅地までの第1号弁、接続するためのですよ。それは当然ながらしてあるだろうという解釈をしたもんですから。しかし、今言われた答弁の中では、2回目は、そういうのも発生するでしょうという答弁をされたもんですから、今回はどちらですかね。最初の設計の中に入っていた宅地の接続なんですか、それとも入っていなかった接続なんですかね。

○環境水道課長（米田幸男君）

お答えをいたします。

まず、入っていないところも想定して計画をしておるところでございます。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第50号 平成18年度太良町漁業集落排水特別会計予算について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

追加議案がありますので、事務局に配付させます。

〔資料配付〕

○議長（坂口久信君）

配付漏れはございませんかね。よかですか。

お諮りします。ただいま配付いたしました議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。

日程第 8 選挙第 1 号

○議長（坂口久信君）

日程第 8. 選挙第 1 号 鹿島・藤津地区衛生施設組合議会の議員選挙を行います。

これは組合規則の変更により、選挙を行うものであります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条の第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選にすることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

鹿島・藤津地区衛生施設組合議会の議員に木下繁義君、私坂口久信、以上 2 名を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名いたしました木下繁義君、私坂口久信、以上 2 名を鹿島・藤津地区衛生施設組合議会議員の当選人と決めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました木下繁義君、私坂口久信、以上 2 君が鹿島・藤津地区衛生施設組合議会議員に当選されました。

ただいま鹿島・藤津地区衛生施設組合議会議員に当選されました木下繁義君、坂口久信君が議場におられますので、本席から当選を告知いたします。

お諮りします。各常任委員会の調査研修により、一層促進するため、総務常任委員会には庶務、財務、税務、厚生、文教に関する事項、建設常任委員会には土木、建設、水道に関する事項、経済常任委員会には農林、水産、観光に関する事項について、おのおのの常任委員会は調査研修を行い、町民の負託にこたえられるよう付託したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、各常任委員会にそれぞれ調査研修を付託することに決定いたしました。

お諮りします。本会期中に議決されました議案事件の条項、字句、数字、その他整理を要

するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。今期定例会の会議に付されました事件はすべて議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日をもって閉会とすることに決定いたしました。

一言お礼を申し上げます。

今期定例会は去る3月6日開会以来、本日まで15日間にわたり、議員各位には平成18年度当初予算を初め、条例等32件の重要案件について長時間熱心に調査、審議を尽くされたことに対し、深く敬意を表します。皆様の御協力によりまして、ここにすべての議案が議決できましたことを御同慶に存じます。

これをもちまして、平成18年第2回太良町議会定例会第1回を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。

午後1時42分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 久 保 繁 幸

署名議員 吉 田 俊 章

署名議員 恵 崎 良 司